

札幌第 20217 号
令和 3 年（2021 年）6 月 14 日

指定特定（障害児）相談支援事業所
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
大谷 聡美
（公印省略）

「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）」の改訂について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。
この度、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定が行われたことに伴い、札幌市における計画相談支援・障害児相談支援に関する取扱いを整理し、下記のとおりマニュアルを改訂いたしました。

各事業所におかれましては、マニュアルに基づき滞りなく計画相談支援業務を実施いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改訂したマニュアル

- (1) 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）
- (2) 計画相談支援・障害児相談支援 報酬の算定要件等について（計画相談支援等マニュアル別冊）

2 改訂による変更点

「計画相談支援等マニュアルの変更点」を参照してください。

※ なお、マニュアル等については、ファイルのサイズが大きく、直接送付することが困難であることから、**札幌市公式ホームページの計画相談支援画面よりダウンロードしていただきますようお願いいたします。**

⇒ <http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

【担当】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 主査（個別支援） 武田

Tel:011-211-2936/FAX:011-218-5181/E-mail:syurou-soudan@city.sapporo.jp